

認知症初期集中支援チーム員の役割と使用する帳票

(1) 定義

「初期」とは、①認知症発症後のステージとしての「早期段階」の意味だけでなく、②認知症の人への関わりの初期(ファーストタッチ)という意味を持つ。すなわち、対象となる認知症の人は初期とは限らず、中期であっても医療と介護の接触がこれまでなかった人も含まれる。

「集中」とは、概ね6か月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくこと。

(2) 認知症初期集中支援チーム員とは

複数の専門職が家族等の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

【チーム員の人員配置】

圏域	支援チーム配置先	チーム員	計
志津北部	志津北部地域包括支援センター	リーダー: 看護師1 看護師1、社会福祉士2、介護福祉士2	6人
志津南部	志津南部地域包括支援センター	リーダー: 看護師1 看護師1、社会福祉士1、介護福祉士1	4人
臼井・千代田	臼井・千代田地域包括支援センター	リーダー: 保健師1 看護師1、社会福祉士3、介護福祉士2、歯科衛生士1	8人
佐倉	佐倉地域包括支援センター	リーダー: 社会福祉士1 保健師1、看護師1、社会福祉士兼介護福祉士2	5人
根郷・和田・弥富	南部地域包括支援センター	リーダー: 看護師1 社会福祉士兼介護福祉士1、社会福祉士兼精神保健福祉士1、社会福祉士1、看護師1	5人

※チーム員は、認知症ケアの実務経験3年以上で医療保健福祉の国家資格を有する専門職。各チーム員2名ずつ、国が実施する「認知症初期集中支援チーム員研修」を平成28年7月10日～11日に修了。

(3) 普及啓発

できる限り早期の段階から、訪問支援対象者をなる見込みの者を認知症初期集中支援チームにつなげるための広報活動を行うため、普及啓発用のパンフレットの作成を行う。

パンフレット(案) 医療・介護関係機関向け ・ 地域住民向け

(4) 相談の受付

地域包括支援センターの総合相談として認知症に関する相談の受け付けたときに、「認知症初期集中支援の対象か否かの判断」を行う。相談・支援に関する帳票は、地域包括支援センターが管理する。

帳票1 対象者把握チェック票

帳票2 相談受付票

(5) アセスメント

初回アセスメントは、地域包括支援センター等への来所相談やチーム員の家庭訪問によって実施する。訪問の前に、家族、地域の人、関係者からの情報も整理しておく。

帳票3 地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート(DASK)

帳票4 認知症行動障害尺度(DBD13)

帳票5 介護負担尺度日本語版(Zarit8)

帳票6 身体の様子チェック票

帳票7 MMSE(Mini-Mental State Examination)

認知機能を評価するための方法。見当識、記銘、注意、計算、近時・遠隔記憶、了解、読書、書字・デザインから評価する。簡単に種々の認知能力を評価でき、さらに動作性能力も評価できる。

帳票8 NPI(Neuropsychiatric Inventory)

BPSD を評価するための方法。妄想、幻覚、興奮、うつ、不安、多幸、無関心、脱抑制、易怒性、異常行動の10項目につき、それぞれの症状の重症度と介護者の負担度を評価する。点数が高いほど頻度、重症度が大きいことを示している。

帳票9 前頭葉機能検査(FAB)

前頭葉機能低下を判断するためのテスト。

「認知症初期集中支援チーム員テキスト」で紹介されたツール

(6) チーム員会議

アセスメント内容の総合チェックを行い、その対象者及び介護者に対してどのように医療や介護サービスが必要かを、専門医を含めたチーム員会議の場で検討し、個別の支援方針＝「初期集中支援計画」について、チーム内で立案する。

帳票10 チーム員会議総括表 チーム員会議の当日チーム員で共有する資料

帳票11 チーム員会議の要点 チーム員会議で検討した結果を記録する個票

(7) 初期集中支援の実施

【支援内容の例】

- ① 医療機関への受診や検査が必要な場合は、訪問対象者に適切な医療機関の専門医受診に向けた動機づけを行い、継続的な医療支援に至るまでの支援を行う。
- ② 訪問対象者の状態像に合わせた適切な介護サービスの利用が可能となるように、必要に応じて介護サービスの利用の勧奨・誘導を行う。
- ③ 認知症の重症度に応じた助言(家族への教育的支援)
- ④ 身体を整えるケア
- ⑤ 生活環境の改善(服薬管理、権利擁護に向けた調整) など

帳票12 支援経過記録票

帳票13 個人情報使用同意書

帳票14 医療機関宛協力依頼文

帳票15 診療情報提供依頼文

帳票16 認知症地域連携ネットワークパス「さくらパス」

【未受診者で要介護認定が必要な場合】

本人等の同意を得た上で、チーム員がかかりつけ医等に主治医意見書の作成にかかる必要な情報の提供を行う。本人、家族や介護者にわかりやすい説明用のツールを用意する。

説明資料 指導用パンフレット

(8) 初期集中支援の終了

訪問対象者のそれぞれの支援方針に基づいた目的が達成されたことが、チーム員会議の場において判断された場合に、支援を終了する。引き継ぎ先には、「引き継ぎ連絡票」を提供する。

帳票17 引き継ぎ連絡票

(9) 引き継ぎ後のモニタリング

引き継いだ対象者が、医療・介護サービスを継続できているかをモニタリングする。支援チームの支援が終了してから、約2か月後に実施する。

帳票18 モニタリング記録シート

